

社会福祉法人に対する税制上の優遇措置の継続を求める意見書

現在、政府税制調査会において、企業の法人実効税率引き下げの財源確保の一環として、社会福祉法人を含む公益法人への法人税課税強化が検討されている。

福祉サービスは、現在多様な主体によって提供されているが、その中でも、特別養護老人ホーム等の第一種社会福祉事業については、利用者への影響が大きく経営安定を通じた利用者保護の必要性が高いことから、国、地方公共団体または社会福祉法人に限って経営することが原則とされている。特に、近年は国や地方公共団体にかわって、社会福祉法人がその経営の中心を担っている。

現行の社会福祉法人に対する税制上の優遇措置については、介護弱者である高齢者等が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、社会福祉法人がセーフティネットとして介護保険事業等を提供していけるように、その安定的な基盤を確保することを目的として導入されたものである。加えて、社会福祉法人については、事業の拡大・撤退の規制や解散時財産の国庫等への帰属など、営利法人と比べて多くの経営上の制約も存在していることも税制上の優遇措置の背景となっている。

これまで社会福祉法人が果たしてきた役割と、現在の介護保険事業等における公共性を鑑み、また、全ての国民に対し「揺るぎなき福祉のよりどころ」を確保するため、国におかれては、今後も社会福祉法人に対する税制上の優遇措置を継続するよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 浜田英宏

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
厚生労働大臣

} 様